

【表紙】

| | |
|----------------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年6月25日 |
| 【発行者名】 | 野村不動産オフィスファンド投資法人 |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員 丸子 祐一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿八丁目5番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 野村不動産投資顧問株式会社 NOF投資責任者 入江 忠徳 |
| 【電話番号】 | 03-3365-0507 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 | 野村不動産オフィスファンド投資法人 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】 | 形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 24,164,536,950円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 1,871,948,900円 |
| 安定操作に関する事項 | (注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月14日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成25年6月25日開催の役員会において発行価格及び売出価格等が決定されたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (14) 手取金の使途
- (15) その他

① 引受け等の概要

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格

第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示しております。

なお、発行価格等決定日が平成25年6月25日（火）となりましたので、一般募集の申込期間は「平成25年6月26日（水）から平成25年6月27日（木）まで」、払込期日は「平成25年7月2日（火）」、受渡期日は「平成25年7月3日（水）」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「平成25年6月26日（水）から平成25年6月27日（木）まで」、受渡期日は「平成25年7月3日（水）」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年6月28日（金）から平成25年7月22日（月）までの間」となります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

（3）【発行数】

＜訂正前＞

（前略）

（注）本「1 募集内国投資証券」に記載の募集（以下「一般募集」といいます。）に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から4,700口を上限として借入れる本投資口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

（注）本「1 募集内国投資証券」に記載の募集（以下「一般募集」といいます。）に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資口4,700口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

（後略）

（4）【発行価額の総額】

＜訂正前＞

32,535,541,800円

（注）後記「(15) その他 / ① 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 / ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、平成25年6月3日（月）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

＜訂正後＞

24,164,536,950円

（注）後記「(15) その他 / ① 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 / ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

(5) 【発行価格】

＜訂正前＞

未定

(注1) 発行価格等決定日（後記「(15) その他 / ① 引受け等の概要」に定義します。）の株式会社東京証券取引所における終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切り捨て）を仮条件とします。

(注2) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成25年6月25日（火）から平成25年6月27日（木）までの間のいざれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受け人より受け取る投資口1口当たりの払込金額）を決定します。
今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受け人の引受け投資口数、売出価格及び引受け人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価額等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <http://www.nre-of.co.jp/ir/press/index.html>）（以下「新聞等」と総称します。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価額等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

(注3) 後記「(15) その他 / ① 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額は、引受け人の手取金となります。

＜訂正後＞

398,287円

(注1) 発行価額（本投資法人が引受け人より受け取る投資口1口当たりの払込金額）は、385,215円です。

(注2) 発行価格等（発行価格、発行価額、各引受け人の引受け投資口数、売出価格及び引受け人の手取金をいいます。以下同じです。）及び発行価額等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、平成25年6月26日（水）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <http://www.nre-of.co.jp/ir/press/index.html>）において公表します。

(注3) 後記「(15) その他 / ① 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額は、引受け人の手取金（1口当たり13,072円）となります。

(14) 【手取金の使途】

＜訂正前＞

一般募集における手取金32,535,541,800円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限2,437,702,000円と併せて、後記「第二部参考情報 / 第2 参照書類の補完情報 / 1 事業の状況等 / (7) 取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金（取得諸経費を含みます。）

11,285,622,000円に充当し、その残額は借入金の返済資金に充当する予定です。

（注1）上記の第三者割当については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 / 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（注2）上記の手取金は、平成25年6月3日（月）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

＜訂正後＞

一般募集における手取金24,164,536,950円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限1,810,510,500円と併せて、後記「第二部 参照情報 / 第2 参照書類の補完情報 / 1 事業の状況等 / (7) 取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金（取得諸経費を含みます。）

11,285,622,000円に充当し、その残額は借入金の返済資金に充当する予定です。

（注）上記の第三者割当については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 / 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（注2）の全文削除及び（注1）の番号削除

（15）【その他】

＜訂正前＞

① 引受け等の概要

以下に記載する引受人は、平成25年6月25日（火）から平成25年6月27日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 名称 | 住所 | 引受投資口数 |
|---------------------------|--------------------|---------|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | |
| 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | |
| メリルリンチ日本証券 株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目4番1号 | 未定 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | |
| 高木証券株式会社 | 大阪市北区梅田一丁目3番1-400号 | |
| UBS証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | |
| 合 計 | 一 | 62,730口 |

（注1）本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している野村不動産投資顧問株式会社は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。

（注2）上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に一般募集の対象となる本投資口の販売を委託することができます。

（注3）各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定します。

＜訂正後＞

① 引受け等の概要

以下に記載する引受人は、平成25年6月25日（火）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 名称 | 住所 | 引受投資口数 |
|---------------------------|--------------------|---------|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 40,772口 |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 5,646口 |
| 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 5,646口 |
| メリルリンチ日本証券 株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目4番1号 | 5,646口 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 4,392口 |
| 高木証券株式会社 | 大阪市北区梅田一丁目3番1-400号 | 314口 |
| UBS証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 314口 |
| 合 計 | — | 62,730口 |

（注1）本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している野村不動産投資顧問株式会社は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。

（注2）上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に一般募集の対象となる本投資口の販売を委託することがあります。

（注3）の全文削除

2 【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

（3）【売出数】

＜訂正前＞

4,700口

（注）オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1 募集内国投資証券」に記載する一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から4,700口を上限として借入れる本投資口の売出します。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 / 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い運動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <http://www.nre-of.co.jp/ir/press/index.html>）（新聞等）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い運動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<訂正後>

4,700口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1 募集内国投資証券」に記載する一般募集に当たり、その需要状況等を勘査した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から~~借り入れる~~本投資口4,700口の売出しだす。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 / 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、平成25年6月26日（水）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <http://www.nre-of.co.jp/ir/press/index.html>）において公表します。

(4) 【売出価額の総額】

<訂正前>

2,520,422,000円

(注) 上記売出価額の総額は、平成25年6月3日（月）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

1,871,948,900円

(注) の全文削除

(5) 【売出価格】

<訂正前>

未定

(後略)

<訂正後>

398,287円

(後略)

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

＜訂正前＞

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から4,700口を上限として借入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行なう場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、4,700口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（後略）

＜訂正後＞

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資口4,700口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行ないます。

（後略）